

4月から使用済小型電子機器の無料回収を開始します

使用済小型電子機器には、レアメタルなど多くの有用金属が含まれています。貴重な資源を再利用するため、家庭で使われていた使用済小型電子機器の回収を4月1日から開始します。みなさんのご協力をお願いします。

回収方法 市役所・総合支所仮庁舎に回収ボックスを設置します。開庁時間内に投入してください。

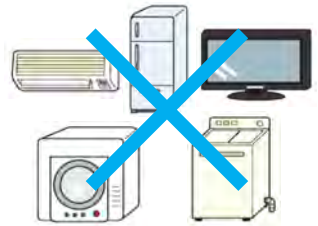
主な回収品目

 電話機器 (固定、携帯、PHS等)	 カメラ (デジタル、フィルム、ビデオ等)	 ラジオ	 画像プレーヤー (DVD、BD等)	 音楽プレーヤー (MD、CD等)
 ゲーム機 (据置型・携帯型、 コントローラー等)	 リモコン	 ノートパソコン 及び周辺機器	 電子辞書	 電卓
 電子体温計 電子血圧計	 電気コード類	 その他電子機器	※回収ボックスの投入口 (30cm×15cm) に入るものに限りです。 ※投入口に入らない使用済小型電子機器は、年2回程度、回収を実施します。 実施日は広報紙でお知らせします。	

注意事項

- ・家電リサイクル法対象品目 (テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機) は回収できません。
- ・携帯電話やパソコン等の個人情報、個人の責任において必ず消去してください。
- ・家庭で使われていたものに限りです。(事業者からの持ち込み不可)
- ・バッテリーは取り外してください。

★環境推進課 ☎ 1172、環境産業課 ☎ 1334



母子家庭自立支援給付金制度のご案内

高等技能訓練促進費等事業

① 高等技能促進費

母子家庭の母親又は父子家庭の父親が対象となる資格を取得するため、2年以上養成機関等で修業する場合、給付金を支給します。

支給期間上限 2年間

※3年間修業する場合の3年目は、母子福祉資金生活資金の貸し付けが可能です。

対象となる資格 看護師、理学療法士、作業療法士等

※保育士・介護福祉士については、求職者支援制度の利用が可能です。

支給額 (月額)

・ 市民税非課税世帯

100,000円

※平成23年度までの入学者には141,000円を支給します。

・ 市民税課税世帯

70,500円

申請方法

事前相談のうえ、支給申請をして、支給が決定された場合は、毎月促進費の請求をしてください。

② 入学支援修了一時金

高等技能促進費を受給して

いる人について、養成課程を修了後に支給します。

支給額

・ 市民税非課税世帯

50,000円

・ 市民税課税世帯

25,000円

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母親又は父子家庭の父親が指定対象講座を受講し修了した場合、費用の一部を支給します。

指定対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等(ホームヘルパー、医療事務等)

支給額 費用の20%に相当する額(上限は100,000円)

※4,000円を超えない場合は支給されません。

申請方法 事前相談のうえ、講座の申込前に対象講座の指定申請をして、修了後1か月以内に給付金の申請をしてください。

★子育て支援課 ☎ 1130、市民福祉課 ☎ 1333

児玉郡市広域消防本部からのお知らせ

平成26年春季全国火災予防運動を実施します

児玉郡市広域消防本部では、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季に、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的に、平成26年春季全国火災予防運動を次のとおり実施します。

『消すまでは 心の警報 ONのまま』(平成25年度全国統一防火標語)

期間 3月1日(土)～7日(金)

重点目標 ○住宅防火対策の推進 ○放火火災・連続放火火災防止対策の推進
○特定防火対象物等における防火安全対策の徹底 ○製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進
○林野火災予防対策の推進

住宅防火いのちを守る 7つのポイント - 3つの習慣・4つの対策 -

◆3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

◆4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器を設置しましたか？

火災から大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。設置が必要となるのは寝室です。また、寝室が2階などにある場合は階段にも取り付けなければなりません。

住宅用火災警報器はホームセンターや家電取扱店、防災設備の取扱店等で購入できます。詳しくは、お近くの消防本部(署)へお問い合わせください。

火災予防ポスター展を開催します

本庄市・児玉郡内の小学生から応募のあった火災予防ポスター入選作品を展示します。

期間 3月1日(土)～7日(金) 会場 イオンタウン上里

*お問い合わせは下記へ

★児玉郡市広域消防本部予防課 ☎04654

4月からペースメーカーや人工関節等を入れた人に対する 身体障害者手帳の認定基準が変わります

4月1日以降の申請から次のとおり新たな認定基準になります。ただし、3月末までに診断書・意見書が作成された人は、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。

◎ペースメーカー等を入れた人(心臓機能障害)

平成26年3月まで

一律1級に認定



平成26年4月から

1級、3級、4級のいずれかに認定(※1)
3年以内に再認定を実施

(※1) ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定されます。

◎人工関節等を入れた人(肢体不自由)

平成26年3月まで

【股関節・膝関節】
一律4級に認定



平成26年4月から

【股関節・膝関節】
4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定(※2)

【足関節】
一律5級に認定



【足関節】
5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定(※2)

(※2) 術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定されます。

★埼玉県総合リハビリテーションセンター ☎048-725-0216、市障害福祉課 ☎01125